

森林環境税の総合的検討

世論・配分・使途を巡る議論について⁽¹⁾

吉 弘 憲 介

<要 旨>

2024年度から課税が始まった森林環境税と2019年度から他の財源を用いて地方自治体への配分が始まった森林環境譲与税は、自治体の森林政策の安定財源への期待と、制度的問題点への批判が混在している。本稿では、世論調査、譲与税の配分基準、各自治体の使途を総合的に検討し、森林環境税に対する問題点とその改善策を提案している。本稿で明らかになった点は以下の3つである。第1に制度に対する認知は進んでいない一方、税に対する強い忌避感が特に年齢の若い層に存在していること。第2に配分基準において、一部自治体への集中状況から人口基準を用いる問題点があること。第3に林野庁が解決しつつあると指摘する一方で、実際には依然、高い割合の基金化が林業費及び非林業費部門で存在すること、である。本制度を日本の森林の持続的利用に資する使い方にするためには、人口基準を引き下げ、林業労働者という担い手重視の制度に切り替える必要がある。

1. 本稿の問題意識と構成

2024年度より、森林環境税の実際の課税が開始された。周知のとおり、この課税は2013年度から2023年度末までを予定していた東日本大震災の復興特別所得税のうち、個人住民税均等割への1,000円上乗せ分を引き継ぐ形で実施されることとなった。集められた税収は一定の配分基準に基づいて都道府県及び市区町村に譲与され、その大部分は「新しい森林管理計画」を担う1,741の市区町村に配分される。

なお、森林環境譲与税の配分は2024年度の課税開始に先立ち、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を主たる財源として2019年度から開始されており、2024年度前半までの譲与累計額は2,300億円に上る。荒廃が進む山林地域の持続的管理に向けた恒久財源が確保されたことは、いくつかの留保はあるものの、森林政策に関わる分野では概ね肯定的に評価されて

いる（たとえば石崎2025a、田家2024など）。

しかし同制度は、早い段階から一部の財政学者によって理論面・運用面の問題点が指摘されてきた（青木2021）。主要な批判は次の3点到整理される。第1は、均等割が人頭税的性格を持ち、地方税の低額課税としては許容されうる一方で、国全体の一律負担は公平性の観点からは疑問が残るとするものである。第2は、森林環境譲与税の配分基準のうち人口基準の影響が大きく、財政需要とは必ずしも対応しない形で都市部への配分が生じているとするものである。第3は、第2と関連して、森林環境譲与税が自治体財政のなかで基金化されることにより、緊急性の高さを前提とした制度設計の意図と実態との間に齟齬が生じているとするものである。

こうした批判を受けて、近年では林野庁や政府税制調査会において一定の制度見直しが行われている。第2の問題点については、2024年度から人口基準の割合が30%から25%へ引き下げられ、森林面積（私

(1) 本稿は国の科学研究費（19H04332、22K121508、25K03331）の助成を受けている。

有林人工林面積)を基準とする割合が50%から55%へ引き上げられた。第3については、林野庁の呼びかけ等もあり、全額を基金化する市区町村の割合は2019年度の38%(666団体)から2023年度には8%(138団体)へと減少したとされる(総務省・林野庁2025)。こうした進展を踏まえれば、森林環境税は当初の問題点に適切に対処しながら、より望ましい制度へと変化しつつあると評価することもできる。

しかし、本当にそうであろうか。配分基準の見直し後も、森林環境譲与税の受取額上位には依然として都市部の自治体が多く並ぶ。横浜市や大阪市は依然として林業費がゼロのまま相当額を受け取り続けており、拙稿(吉弘2020)においてもこうした林業費ゼロ自治体が譲与税総額から見て小さくない額を受け取っている状況を批判的に検討した。また東北地方の自治体への聞き取り調査等では、森林環境譲与税を活用した官民連携の森林管理事業において「より多くの財源を投入できる余地がある」という未充足の需要が存在することも示されている。すなわち、財源が真に必要とされる地域に十分に届いていない可能性が、現在もなお残されているのである。

基金化の問題についても同様である。林野庁が「解消された」と説明する根拠は、あくまで「全額を基金化している自治体の減少」にとどまる。しかし、市区町村決算統計から集計した結果によれば、林業費における積立金支出は譲与開始前の5年間(2014~2018年度)の年間平均約17億円から、譲与開始後の5年間(2019~2023年度)には年間平均174億円と10倍に膨張している。さらに全額基金化の件数が減少したとされる期間においても基金額自体は増加を続けており、2022年度には積立金が226億円に達している。加えてこれらの数値は、林業費として計上している自治体の分にとどまり、林業費を一切計上していない自治体の実態は別途検討する必要がある。

こうした問題の本質は、自治体の政策実施能力のみに帰せられるものではない。それは、日本の産業政策が貨幣の流れにのみ着目し、人・労働・産業素

材そのものの特性や意味を十分に重視してこなかったことの反映でもある。森林政策において川下(消費地)の消費力が重視され続ける一方で、川上(山間地)の現場の担い手への評価が置き去りにされてきた構造こそが、基金化問題をはじめとする諸問題の根底にある。基金化を抑制し支出を促すことのみを求めることは、問題の構造と政策責任の所在を曖昧にする誤った解決策に陥る危険をはらんでいる。

本稿は、これらの問題を量的分析によって実証的に検討し、あるべき譲与基準のあり方について具体的な提案を行うことを目的とする。森林環境税が日本の産業・地域・森林資源という国富に真に貢献するものとなるためには、自治体や政府を単に批判するにとどまらず、生じている問題の構造を解明し、その解決策を示すことが求められる。本稿がそのような政策論的検討に対して僅かながらも貢献しうることを願う。

本稿の構成は以下のとおりである。1.では、森林環境税及び譲与税に関する近年の状況を概括し、2024年度から課税が開始されたこと、当初想定を上回る税収が集まっていること、及び同年度における譲与基準見直しの背景を整理する。2.では、森林環境税に対する国民の認知実態を、クラウドソーシングを用いたアンケート調査結果から検討する。年代や森林との接触経験等との関係を基軸に、制度への認知度・評価・忌避感の構造を明らかにする。3.では、森林環境譲与税の新たな譲与基準が配分に与える影響を量的に検討し、依然として都市部への配分が集中する実態を譲与基準の上位団体への「集中度」の観点から分析することで、消費力偏在という配分構造の問題を明示する。4.では、譲与後も林業費がゼロのままである169団体を対象に、可能な範囲で収集した使途データを用いて、非林業地域における森林環境譲与税の実際の利用実態を量的・質的に明らかにする。最後に、以上の分析を踏まえて森林環境税及び譲与税のあるべき姿と具体的な制度設計の方向性を検討する。

2. クラウドソーシング調査を用いた森林環境税に対する認知及び評価の実態

2.1 調査の概要

森林環境税について、まず社会的な制度としての認知度とその構造を確認しておきたい。近年、実際の税負担水準との関係は不明であるものの、納税者の税に対する不満や不信が社会的に大きな影響をもたらすケースが増えている。財務省解体デモや、一部政党による税負担軽減への訴えに少なくない国民が影響を受け、政治的対立や行政機関への批判につながることも少なくない。こうした現象は財政に対するポピュリズム的反応であり、それ自体が今後の財政学における主要な研究テーマの一つといえる（吉弘2026）。

森林環境税はもともと存在した復興特別所得税をスライドさせた形であるため、税負担が新たに強まるわけではない。しかし、新たな税制はそれ自体に対して人々が否定的な感情を抱く可能性がある。また、本稿で後述するように、森林環境税及び森林環境譲与税には、配分方法とそれに伴う各自治体の使途を巡って、制度の根本的意義に関わる問題も少なくない。こうした問題を念頭に置くと、森林環境税に対する世論の動向を明らかにしておくことは、今後の制度改正の検討や、制度への不信感が高まった場合の参照点として意義を持つと考えられる。

そこで本稿では、2026年1月13日から14日の間に、クラウドソーシングを用いたインターネットアンケート調査により、森林環境税に対する意識調査を実施した。有効回答数は1,200件であり、年齢構成については年代ごとに最新の国勢調査に近似した形で割り付けを行った。なお、本調査は桃山学院大学倫理審査委員会「人に関する研究倫理審査」を受けており、問題なしとの判定を受けている（承認番号：第96号）。

調査では、森林環境税の認知度、森林政策における財源選択の評価、環境政策や一般的な公共政策に対する評価などを含む計13の質問を実施した。このうち、森林環境税に直接関わる質問は以下の3問で

ある。

Q6「森林環境税について、あなたの認知度を教えてください。」（4段階回答）

Q7「森林環境税は、個人住民税に年間1,000円が上乗せされて徴収されています。この負担額について、あなたはどのように感じますか。」（5段階回答＋「よくわからない」）

Q8「あなたは、この森林環境税の制度（年間1,000円の上乗せ徴収）に賛成ですか、反対ですか。」（5段階回答＋「わからない」）

以下、各設問の回答結果を順に示す。

1) 認知度（Q6）

Q6の回答結果を図1に示した。制度について認知しているとの回答は全体で2割弱にとどまり、8割以上の回答者が制度の内容を知らない、あるいはそもそも聞いたことがないと回答している。2024年度から徴収が開始された税であり、開始当初は一定の報道がなされたにもかかわらず、森林環境税の認知度は低い水準にとどまっていることがうかがえる。

年代別のクロス集計（図2）によると、高齢層では制度を知らないとの回答は相対的に少ないものの、詳細まで把握しているケースもわずかであり、「だいたい知っている」「聞いたことがある」程度の回答が多い。中年層ではよく知らないとの回答が目立つが、標準化残差の結果からは統計的な有意差は確認されない。中年層における回答構成上の特徴は、「大体どのような制度か知っている」との回答割合が有意に小さい点である。若年・壮年層については、「よく知っている」と「全く聞いたことがない」という両極の回答が有意に多く、「内容は知らないが、名前は聞いたことがある」という曖昧な認知の回答割合が有意に低い。

すなわち、高齢層では曖昧度の高い認知が中心であるのに対し、若年・壮年層では知っているか知らないかの二極的な認知状況にある可能性が示唆される。なお、 χ^2 検定の結果、独立性の検定統計量は45.7（ $p < 0.001$ ）であり、年代間の回答構成比には統計的に有意な差が認められる。

図1 森林環境税の制度認知度合い

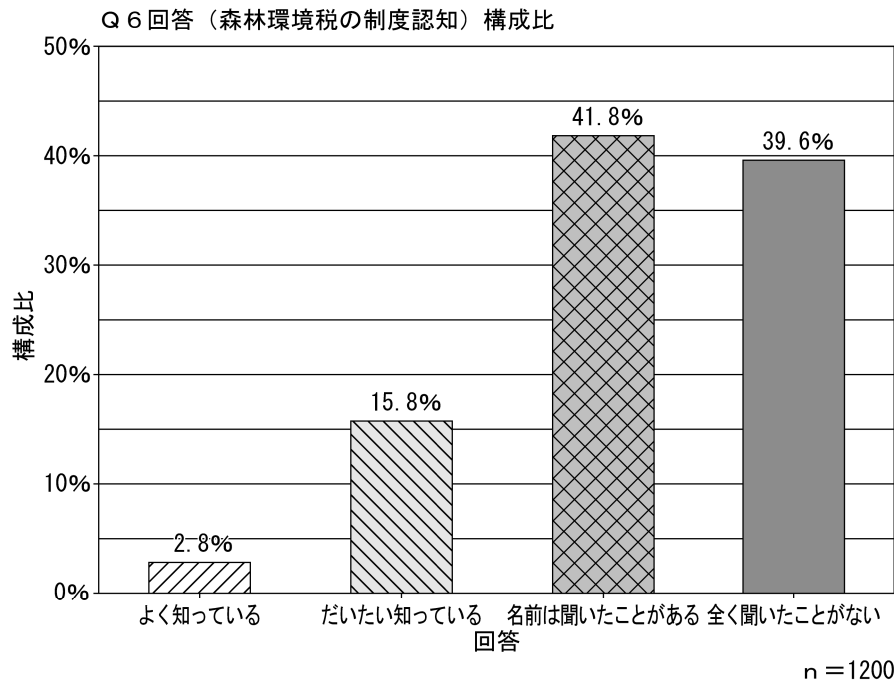
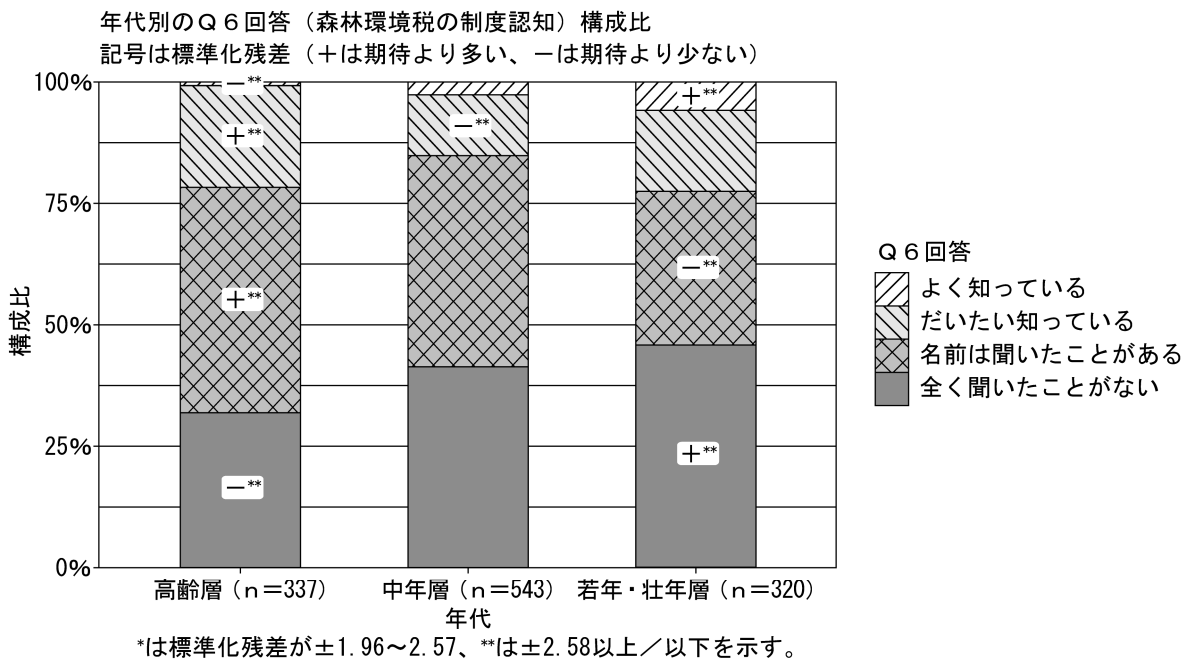


図2 図1の年代別構成比



出所) クラウドソーシング調査「森林環境税に関する認知度と環境問題や周辺環境との意識に関する調査」(桃山学院大学倫理審査委員会「人に関する研究倫理審査」承認番号96番)より筆者作成。

2) 負担感 (Q 7)

Q 7 の回答を示す図3では、年間1,000円の負担をどのように評価するかを尋ねている。「ちょうどよい」と回答したグループが最も多いものの、「やや高い」「非常に高い」を合わせると3割を超えて

おり、少額の負担に対してもネガティブに評価する層が一定数存在することが示された。

年代別のクロス集計(図4)では、若年・壮年層において「非常に低いと感じる」との回答割合が他の年代と比較して高いことが特徴的である(標準化

図3 森林環境税の負担感に対する調査結果

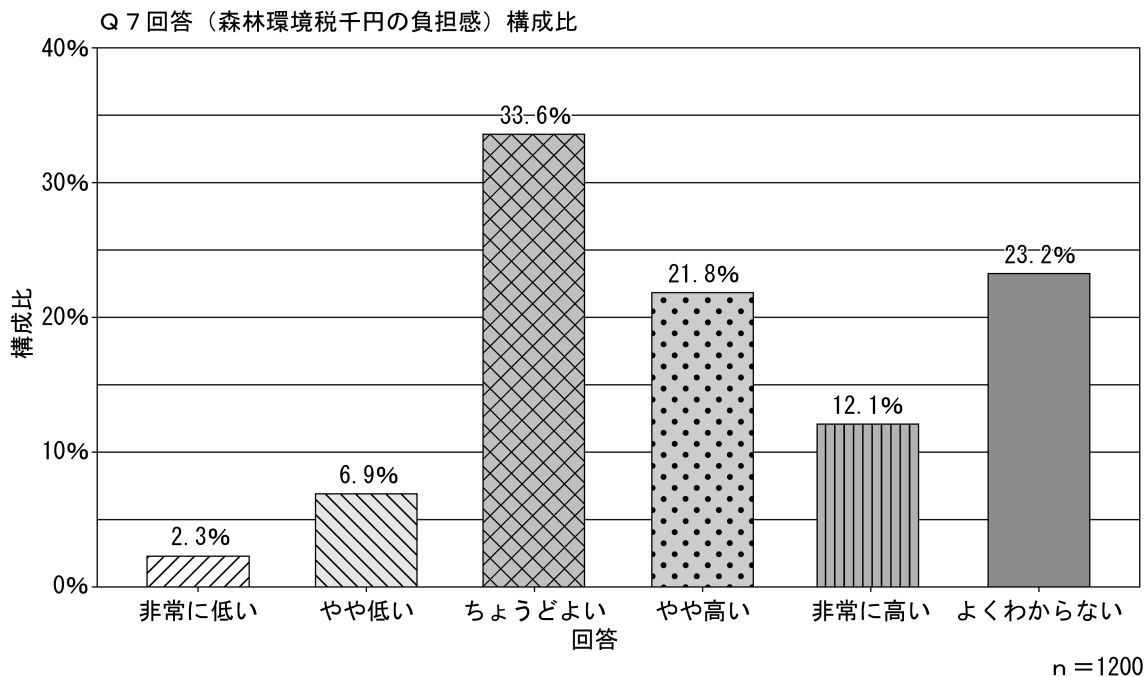
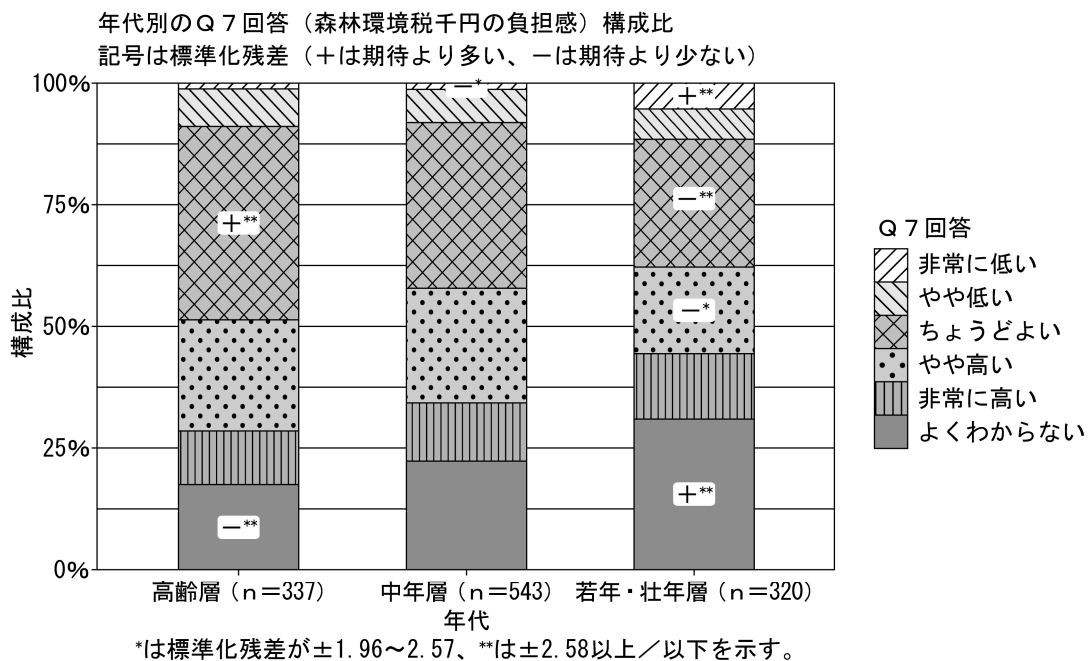


図4 図3の年代別構成比



出所) 図1に同じ。

残差=4.122、基準値1.96を超えるため統計的に有意)。若年・壮年層ではこのほか、「ちょうどよい」「やや高い」との回答が低く、「よくわからない」との回答が有意に多い。これは、若い年代では森林環境税の1,000円という負担を重く感じるケースが少ない一方で、判断を保留するケースが多いことを

示唆している。全く知らない制度に対して判断を保留するという結果に結びついている可能性も考えられる。中年層では「非常に低いと感じる」との回答割合が有意に低い以外に顕著な傾向は見られない。高齢層では「よくわからない」との回答が有意に低く、「ちょうどよい」との回答が有意に多かった。

租税制度の認知が曖昧な高齢層では現状を肯定的に受け止める傾向がある一方、知っているか全く知らないかに二極化している若年・壮年層では負担を軽く評価するか、あるいは判断を保留するという対照的な傾向が見てとれる。なお、 χ^2 検定の結果、独立性の検定統計量は43.37 ($p < 0.001$) であり、年代間の回答構成比には有意な差が認められる。

3) 制度への賛否 (Q8)

Q8の制度に対する賛否については、賛成・反対ともに約30%で拮抗している(図5)。「どちらともいえない」「わからない」を合わせると約4割に達しており、評価が分かれている制度であることが読み取れる。

年代別のクロス集計(図6)では、若年・壮年層

図5 森林環境税への賛否構成比

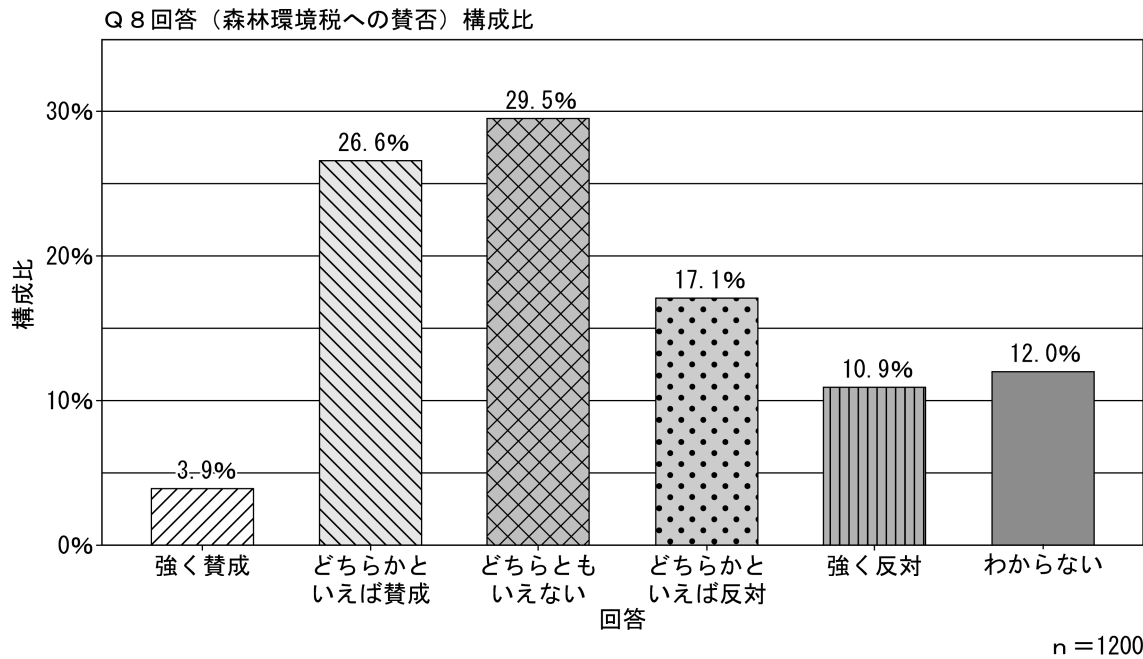
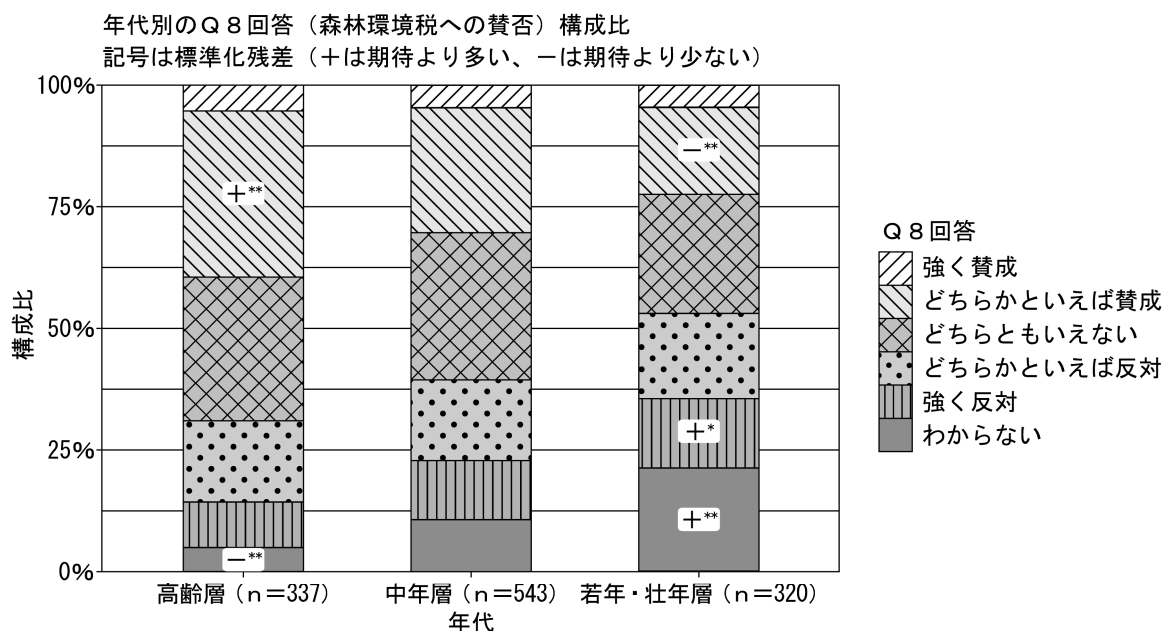


図6 図5の年代別構成比



出所) 図1に同じ。

において「どちらかという賛成」が有意に低く、「強く反対する」と「わからない」が有意に高い。高齢層では「どちらかといえば賛成」が有意に多く、認知の曖昧さはあるものの制度に対する忌避感は高くない傾向がうかがえる。なお、 χ^2 検定の独立性検定統計量は68.28 ($p < 0.001$)で、年代間の回答構成比において統計的に有意な差が認められることがわかる。

2.2 制度への知識は制度への評価を変えるか

以上の結果は、制度に対する理解が税制への反対意見をやや弱める可能性を示唆している。そこで、年齢階層と認知度が制度に対する批判的傾向にどのような影響を与えるかを、順序ロジットモデルを用いて推計した⁽²⁾。結果を表1に示す。

認知度が低い場合の効果は一定しないが、認知度の上昇は制度への賛成傾向に影響を与えることが示された。部分比例オッズモデルにより認知度の各水準について二項ロジット推定を行ったところ、認知度の上昇が反対から中立・やや反対へ移動させる効果は統計的に有意とはならなかったが、中立から賛

成方向への効果は有意に確認された。年齢についても、年齢が高くなるほど制度に賛成する確率が上昇することがわかる。これらの影響を組み合わせた予測値を示したものが図7である。高齢層で制度をよく知っている場合には、約6割が制度に賛成する可能性が示されており、認知度には制度評価に対して一定の効果があるといえる。

以上の結果を踏まえると、森林環境税に関する情報を適切に提供することは、制度及び租税負担に対する理解を一定程度高める可能性がある。しかし、森林環境税に関する情報が納税者・国民に対してわかりやすい形で提供されているかには疑問が残る。また、森林環境税の配分先である森林環境譲与税について、配分方法と使途に関する議論が納税者の納得を得るだけの情報として伝わっているかについても同様である。一例を挙げれば、会計検査院が実施した2025年調査における森林環境譲与税の使途に関するサンプル調査では、情報公開の方法が一元化されておらず、その情報を取得・理解することは必ずしも容易ではないとの指摘がなされている（会計検査院2025）。配分方法についても、その根拠や指標の見直しによる影響が十分に示されているとはい

表1 森林環境税への賛否（Q8）に対する部分比例オッズモデルの推定結果（M1）

変数	β	SE	OR	95%CI	p	
認知度（Q6）——カットポイント別係数（比例拘束なし）						
Y > 1（強く反対を超える）	-0.189	0.111	0.828	[0.665, 1.030]	.090	†
Y > 2（やや反対を超える）	0.015	0.082	1.015	[0.864, 1.193]	.853	
Y > 3（中立を超える）	0.438	0.082	1.550	[1.320, 1.819]	<.001	***
Y > 4（やや賛成を超える）	0.694	0.177	2.002	[1.415, 2.832]	<.001	***
年代区分（参照：若年層～39歳）——比例拘束あり（単一係数）						
中年層（40～64歳）	0.395	0.141	1.485	[1.125, 1.960]	.005	**
高齢層（65歳～）	0.662	0.154	1.940	[1.435, 2.621]	<.001	***

注. 従属変数はQ8「森林環境税への賛否」（1＝強く反対～5＝強く賛成）。「わからない」回答（ $n=144$ ）を除外。有効サンプル数 $N=1,056$ 。

$\beta > 0$ は賛成方向への効果を示す（VGAMの出力を符号反転して掲載）。 $OR = \exp(\beta)$ 。95%CIはORの信頼区間。認知度（Q6）はカットポイントごとに独立した係数を推定する部分比例オッズモデルを採用（M1）。年代区分は比例オッズ拘束を維持。

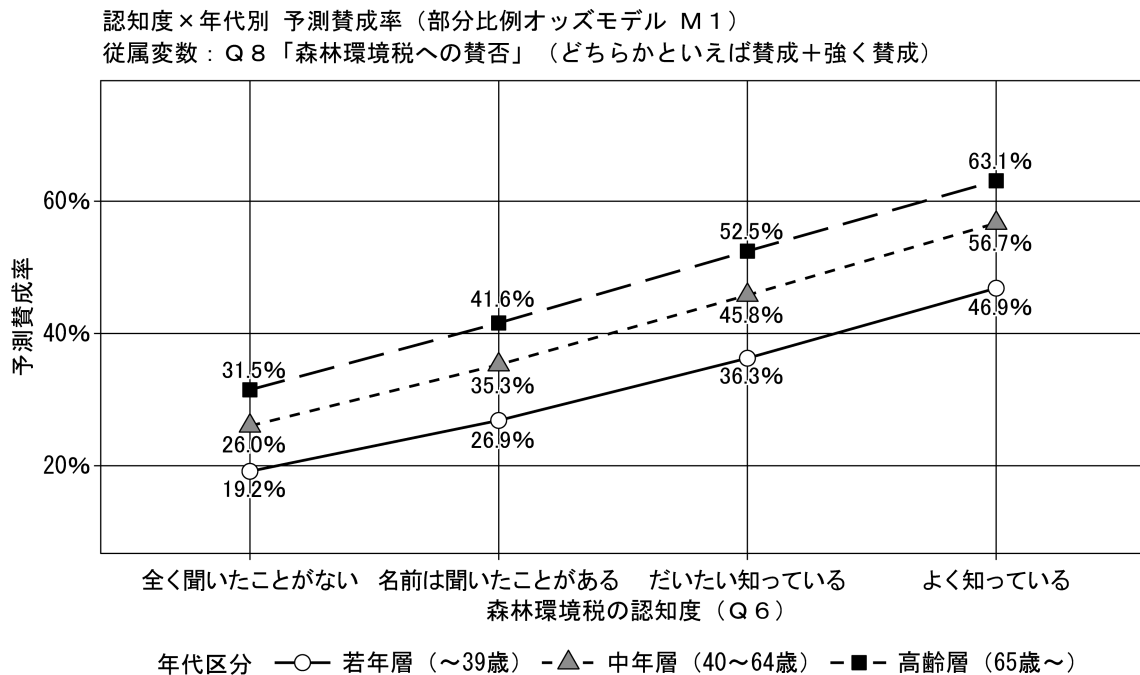
M0（比例オッズモデル）との尤度比検定： $\chi^2(3)=33.61$ ， $p<.001$ 。Log-Likelihood=-1,494.7，AIC=3,009.5，BIC=3,059.1。

† $p<.10$ * $p<.05$ ** $p<.01$ *** $p<.001$

出所）筆者作成。

(2) 比例オッズ仮定についてBrant検定を行ったところ、認知度の係数が仮定に違反していたため（ $\chi^2=26.65$ ， $df=3$ ， $p<0.001$ ）、部分比例モデルを用いて推定を行っている。

図7 表1を前提とした年代及び認知度別の森林環境譲与税への肯定的評価の出現確率



出所) 図1に同じ。

難い。制度への認知が評価の納得度を高めるとしても、伝えるべき情報が適切に整理されていなければ、制度評価に必要な情報が最終的に届かないままとなるおそれがある。

そのため、続いて森林環境譲与税の配分に関する議論と、使途における「基金化」の影響という2点について、量的分析を通じてその制度上の問題点を指摘する。

3. 森林環境譲与税の配分基準における分布の政策的妥当性に関する検討

3.1 譲与基準の見直しの量的結果について

森林環境税（国税）は、市区町村及び都道府県へ森林環境譲与税として配分される。その配分基準は、2023年度までは私有林人工林面積50%・人口数30%・林業労働者数20%というものであった。この基準を適用した場合、人口数は都市部に強く集中する変数であるため、特に受取額の上位において人口基準の影響を大きく受ける自治体が現れる。この点について、森林政策の需要を端的に示す自治体林業

費との関係を分析した拙稿（吉弘2020）では、林業費がゼロの自治体が譲与税受取額の上位に並ぶことを示し、人口基準の影響について量的な観点から問題を指摘した。当初から都市部への配分が多いことに対しては、森林を有する地方圏からの反対意見も少なくなかった（宮城県議会2023、会計検査院2025）。

こうした意見を受けて、政府与党は2024年度税制改正において配分基準の見直しに合意し、人口基準を25%・私有林人工林面積を55%とする変更が決定された。一方、林業労働者数の基準については変更がないままとなった。

吉弘（2024）では、森林環境譲与税の譲与後3年のデータと譲与前3年のデータの平均値を比較し、性質別経費のうち物件費・人件費・積立金の3項目で譲与後に有意な水準の上昇が確認されたことを明らかにした。また、物件費と人件費のいずれについても、林業労働者数による譲与基準が増加に対して有意なプラスの影響をもたらしていることを回帰分析により指摘した。こうした実証的知見があるにもかかわらず、今回の改正では林業労働者数による譲与基準に変更はなかった。以下では、この状況がもたらす量的・政策的意味について検討する。

1) 量的変化の確認

繰り返し指摘されているとおり、森林環境譲与税を最も多く受け取るのは、林業費を計上していない横浜市である。本稿では、2024年度の基準改正による影響を把握するため、旧基準と新基準における配分割合の違いを試算した。なお、人口数と林業労働者数には2020年国勢調査の数値を用いた（林業労働者数については個別データが存在しないため、農林業従事者数から農業従事者数を差し引いた値を代用している）。私有林人工林面積については、最新の農林業センサスでは市区町村別個別データの取得が困難であるため、2017年度に公開された数値を使用した。なお、私有林人工林面積が数年で急激に変化するとは考えにくく、この点での影響は限定的とみなした。

試算の結果、新基準適用後も最も森林環境譲与税を受け取る自治体は横浜市のままである。しかも横浜市への譲与額は、2023年度のおよそ4億400万円から2024年度には4億3,500万円へと増加している。総額が拡大するなかで個別自治体の受取額が増加すること自体は不思議ではない。しかし、配分の問題点が指摘された後においても、都市部においてさえ譲与額が純増する構造的要因については、以下で示す譲与基準の偏りの問題とともに説明が必要である。

2) 横浜市への配分実態

横浜市は、現在確認できる決算統計上、2014年から2023年の10年間を通じて林業費を一円も計上したことがない。にもかかわらず、2019年度から2024年度の6年間に同市に譲与された森林環境譲与税の総額は20億円に上る。横浜市の財政規模は2兆円を超えており、単年度平均3億5,000万円の譲与税は総予算に占める割合としては極めて小さい。しかし、仮にその一部が別の自治体に配分された場合を考えると、他産業に比べて平均賃金が約100万円低い林業労働者（平均賃金300万円程度、林野庁2019）に対して、1億円があれば差額補填分の補助を100人近くに支給できる規模の資金となる。

確かに、森林環境税は日本の森林の持続可能性を高めるための制度であり、川下（消費地）における木質資源の消費活動を活性化させることも制度の目的の一つである。しかし、横浜市において2019年度から2024年度に譲与された20億円のうち、10億円は令和8年度以降の小学校整備を名目として基金化されている（横浜市ホームページ、2026年4月24日参照）。残りの事業活用額は同期間で9億4,300万円であり、基金化された額を下回っている。その内訳は、学校・公園等の改修工事における木質資材の使用がほとんどを占める。

これらの事業費の総額は6年間で667億円であり、森林環境譲与税による充当はその約1%にとどまる。単年度で見れば、総事業費に対する譲与税の割合は0.5%程度、さらに総予算に対しては0.005%程度の支出にすぎない。このような規模をもって、森林環境譲与税が川下の木質資源利用を牽引する財政政策として機能していると評価することは難しい。

マクロ統計からの検討にとどまるが、川下で主に利用される建築材の国産材生産量は2023年度から2024年度にかけて16,180千立米から15,902千立米へと微減している。一方、国内生産を下支えしているのは、川上（山側で利用される燃料材は11,197千立米から12,287千立米に増加）である（林野庁企画課2025、p. 4）。少なくとも森林環境譲与税が増加した期間において、川下の木材消費が川上の生産量増加を促進した根拠は見出しにくい。

このような実態は、森林環境税に対する制度的不信の引き金ともなりかねない。少ない負担額であるとはいえ、その相当部分が政策上の効果や優先度が曖昧なまま都市部に過剰⁽³⁾に配分され、かつその少なくない額が基金化されているという実態は、制度の必要性や緊急性に対する疑念を生じさせるに十分である。前節（2.）では制度への認知が賛成傾向を高める可能性を指摘したが、もともと制度に反対する層については情報量の増加が賛成への移行につながらないことも示されている。制度上の問題点が多数存在する状況は、認知の向上が反対層をむしろ

(3) ここで「過剰」という表現を用いるのは、後の分析を踏まえ、都市部への現状の譲与水準が他の需要を相対的に低く評価した結果であることを示すためである。

強化するという逆効果すら生じさせかねない。

では、横浜市が依然として最大の譲与税受取自治体であり続ける構造的要因はどこにあるのか。本稿の試算によれば、旧基準における横浜市の全自治体合計に対する受取割合は0.92%、新基準では0.77%となり、基準上は割当額が減少している。この0.15%ポイントの減少は、人口基準の割合が30%から25%に引き下げられたことに主に起因する。しかし、それでも横浜市は受取額1位の地位を維持し続けている。

3.2 森林環境譲与税の譲与基準の各タイプにおける割合の比較

この構造をより詳細に把握するため、各指標が上位の自治体にどの程度集中しているかを確認する。表2は、上位1%から10%刻みで、各基準指標の全体シェアに占める割合を比較したものである。たとえば、人口数の多い自治体を上位から並べ、上位18自治体（全体の約1%）が日本全体の人口に占める割合を計算している。私有林人工林面積・林業労働者数についても同様の方法で集計した。

上位1%の集中度に着目すると、人口の著しい偏りが読み取れる。日本では、わずか上位18市区に全体人口の約2割が集中している。一方、私有林人工林面積や林業労働者数にも上位1%への集中は見られるが、その程度はいずれも人口集中度のおよそ半分にとどまる。

この集中度に配分基準の比率を乗じることで、新旧基準の変更が配分に与える実質的な影響を算出で

きる。まず人口については、基準比率が30%から25%へ引き下げられたことにより、上位1%が受ける全体に対する割合は旧基準の6.3%から新基準の5.28%へと約1%ポイント縮小した。次に私有林人工林面積については、旧基準（50%）では5.85%であったが、新基準（55%）では6.44%と0.59%ポイント上昇している。興味深いのは、新旧基準の変更によって、集中度を考慮した際の指標間の順位が逆転している点である。林業労働者数については基準比率の変更がなかったため、上位1%が占める割合は2.03%のままである。

森林環境譲与税の各配分基準には、以下の政策的対応関係がある。第一に、森林政策の対象を示す私有林人工林面積、第二に実際の作業と生産・管理を担う林業労働者数（担い手）、第三に都市における木材消費力を示す人口（消費力）である。すなわち、この制度は政策対象・担い手・消費力の3軸で配分を行っている構造にある。

基準比率の合計だけを見れば「対象>消費力>担い手」の順であり、実際に森林を維持管理する人々への評価が最も軽視されている。さらに特定自治体への集中を考慮すると、担い手（林業労働者数）は実質的にも最も過小評価された指標となっており、川下（消費地）重視・川上（山間地と担い手）軽視という日本の森林政策の構造的課題をそのまま制度設計に反映させた結果となっているといえる。

3指標のジニ係数を確認すると、人口基準が0.72、私有林人工林面積が0.69、林業労働者数が0.66であり、人口基準が最も自治体間格差の大きい指標であ

表2 森林環境譲与税譲与基準の上位順各タイプの全体に対する比率

閾値	自治体数	人口数	私有林人工林面積	林業労働者数
上位1%	18	21.1	11.7	10.2
上位10%	175	60.1	50.0	48.7
上位20%	349	75.3	70.5	68.3
上位30%	523	84.1	82.7	80.0
上位40%	697	89.9	90.3	87.7
上位50%	871	93.8	95.2	92.8
上位60%	1,045	96.4	98.0	96.2
上位70%	1,219	98.1	99.5	98.3
上位80%	1,393	99.1	99.9	99.4
上位90%	1,567	99.8	100.0	99.9

出所）人口及び林業労働者数は総務省（2022）『令和2年国勢調査』、森林面積は総務省（2019）『社会統計調査』、私有林人工林面積は林野庁（2019）「森林資源の現況」より筆者作成。

る一方、林業労働者数は最も格差の小さい指標となっている。

こうした分析を踏まえ、今後の森林政策において現場労働力の重視が求められることを考慮するならば、たとえば人口基準を10%、林業労働者数を35%に変更することが一案として考えられる。これにより配分の優先順位は「対象＞担い手＞消費力」となり、川下優先・川上軽視の構造を政策的に是正する意義が制度に組み込まれる。また、上位1%の集中を考慮した全体への影響も、私有林人工林面積6.44%・林業労働者数3.56%・人口数2.11%となり、特定自治体への集中を緩和することが期待される。制度への信頼を確保するためには、解決すべき政策課題を正確に把握したうえで、それを是正するための根拠ある指標の設定が不可欠である。

以上、森林環境税の譲与基準について旧制度から新制度への移行の影響を量的に分析するとともに、基準変更後も都市部の消費力への配分が依然として大きく計上されていることを示した。同時に、川上の林業の担い手に対する評価が、基準比率においても特定自治体への集中を考慮した場合においても過小に評価されていることを指摘し、具体的な指標改善の方向性を提案した。

しかし、こうした配分構造の問題点を指摘するだけでは議論として十分とはいえない。仮に現状の森林環境譲与税が各自治体において森林政策を大きく前進させ、日本の森林の持続可能性に実質的に貢献しているとすれば、配分基準に問題があるとしても実態がそれを補っていると評価する余地もあるからである。そこで次節では、森林環境譲与税が譲与されて以降、その財源が自治体財政や森林政策にどのような影響を与えてきたかを量的に検証する。結論を先取りすれば、実際の使途を検証した場合においても問題が確認されるからこそ、本節で検討した譲与基準の見直しの必要性はより一層高まるといえる。

4. 森林環境税は何に使われているのか

2019年から譲与が開始された森林環境譲与税の当初の使途について、林野庁と総務省が行った調査によると、その2割近くが全額基金化されていることが明らかとなった（総務省・林野庁2022）。こうした状況は一部の報道でも取り上げられ、森林環境譲与税の制度的正当性への疑念が生じる場面もあった。譲与基準においても、前節（3.）で論じた人口基準の影響が問題視されるなかで、森林環境譲与税が効率的に使用されていないとの議論が高まった。吉弘（2024）においても、林業費における基金積立金への支出が過去の傾向と比較して統計的に有意に増加したことが指摘されている。

一方、林業経済学を専門とする石崎（2025b）は、森林環境譲与税の一部が基金化され十分に活用されていない可能性を認めつつ、その原因を配分基準よりも自治体の行政運営上の事情（人材配置や林業専門職の不足・非連続性等）に求めている⁽⁴⁾。また、総務省・林野庁は最新の報告書において、「基金への全額積立の市町村は減少しており、全体で7%となっている」として、問題が実質的に解消されつつあるとの見解を示している（総務省・林野庁2025）。

しかし、石崎の指摘と行財政現場の問題とは相互に結びついており、配分基準の問題と譲与税の非効率な運用とは無関係とはいえない。また、林野庁や総務省の説明するとおり基金化が回避されているとすれば、この数年で自治体の人的課題が急速に解決されたと仮定しなければ、専門家の指摘との整合性がとれない。いずれの説明に基づいても、森林環境譲与税の実態は十分に解明されていないといわざるをえない。

(4) 森林環境譲与税の使途に関する調査は、制度当初の2020年に香坂・内山（2020）や香坂・内山（2021）などで、都道府県、政令市などを対象に行われているが、悉皆調査については管見の限り見当たらない。その他は事例集等が中心となっている。

4.1 林業費から見る森林環境譲与税の使途

本節では、森林環境譲与税が実際にどのように使用されているかを、主に2つの側面から検討する。一つは、過去の分析と同様に、自治体林業費の性質別経費の構成比から、どのような項目に森林環境譲与税が充当された可能性があるかを傍証的に明らかにする手法である。林業費には自治体の一般財源のほか、国・都道府県からの補助や公債費からの支出も含まれている。しかし、森林環境譲与税の譲与後、林業費はそれまでの傾向から明らかに非連続な増加を示しており、森林政策の振興という同税の政策目的に沿った形で支出が拡大していることがうかがえる。

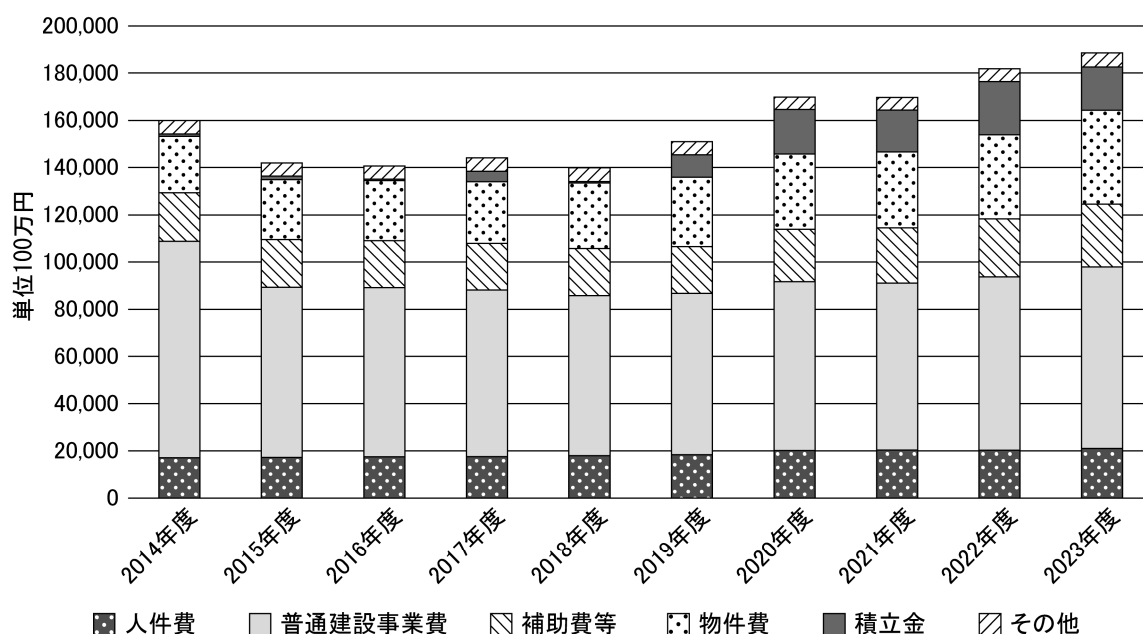
図8は市区町村林業費の性質別歳出を積み上げ棒グラフとして示したものである。この推移を見ると、2019年度以前は2014年度に最も高い水準を記録した後、市区町村林業費は停滞傾向にある。そして、森林環境譲与税の配分が開始された2019年度以降、増加に転じていることが読み取れる。こうした外形事実だけを見れば、森林環境譲与税の多くが林業費に充当され、日本の森林政策を前に進めているように思われるかもしれない。

しかし、2019年度以降、林業費歳出をネットでも押し上げているのは積立金であることも、同図から読み取れる。林野庁や総務省は、2022年以降に譲与税の全額を積立に回す自治体が減少したことをもって基金化問題が解消されたと説明している。しかし、林業費の決算統計を見る限り、2022年はまさに積立金が最大額に膨らんだ時期であり、2023年には一時的に減少したとはいえ、なお180億円の積立金が林業費として計上されている。

省庁の説明と実態の乖離はなぜ生じるのか。総務省・林野庁が基金化問題の解消根拠としているのは、あくまで「譲与税の全額を基金化している自治体の減少」であることに注意が必要である。すなわち、譲与税の一部を事業に使用しつつ残余を基金化している自治体は、この定義のもとでは「事業実施団体」として扱われる。しかし、林業費の実態から読み解けば、こうした報告が制度の実態理解に誤った印象を与えている可能性は否定できない。

森林環境譲与税の年間譲与総額が400億円から500億円程度であるとすれば、200億円近い林業費の積立金支出は決して小さくない。譲与開始前にも林業費内に積立金は存在していたが、最多年でも総額40億円程度であったものが、譲与開始後は複数年度に

図8 市区町村林業費の性質別歳出構成比



出所）総務省『地方財政状況調査』より筆者作成。

わたって150億円を超え、それ以前の3倍を上回る水準が続いている。この事実を森林環境譲与税の配分と切り離して考えることは不自然といえる。

試みに、2014年度から2018年度までの5年間の積立金平均額を算出し、これを2019年度以降の額から差し引いた分を「譲与税由来の積立」と仮定すると、譲与後の積立金累計は約780億円に上る。同期間の市区町村への森林環境譲与税の譲与総額は1,720億円であるから、その約46%に相当する額が積立金として林業費に計上された計算になる。この数字は、林野庁・総務省が説明する「積立自治体の問題は解消されつつある」という説明とは、まったく異なる印象をもたらすものである。

4.2 非林業費計上自治体における森林環境譲与税の使途

林業費を通じた森林環境譲与税の実態把握には、一つの重大な限界が存在する。森林環境譲与税は必ずしも林業費のみに支出されるわけではなく、別の費目で処理されるケースが少なくないという事実である。

最も顕著な問題は、林業費をそもそも1円も計上していない自治体が一定数存在することである。2014年度から2023年度の10年間の決算統計において、林業費を1円も計上していない自治体は20都道府県・169市区町村に及ぶ。これは市区町村全体のおよそ1割弱に相当する。この169自治体には2019年から2023年の5年間で153億円、総譲与額（5年間で約2,000億円）のおよそ8%、市区町村譲与総額に対しては約1割に当たる額が配分されている。林業費を計上する約9割の自治体の実態は林業費の傾向からある程度傍証的に明らかにできるが、この林業費非計上自治体の約1割の使途については、林業費の分析では把握することができない。

この問題を解決するには、169自治体の森林環境譲与税の使途を個別に調査し、事業の詳細からどのような内容に充てられているかを明らかにするほかない。そこで本稿では、169市区町村のホームペー

ジ上の公開情報をもとに、事業費及び事業実態に関するデータセットを独自に構築した。

ただし、このデータセットには以下の限界がある。第1に、令和元年度から令和6年度までの使途情報を2026年4月の調査時点でホームページに掲載している自治体が、169団体すべてにわたって揃っていないわけではない。第2に、事業費の記載において、他財源と分離されず森林環境譲与税の充当額のみが明示されていないケースが存在する。このような事業については、計上されている事業費の全額を充当額として計上しているが、その点で譲与税による事業費額と単年度の譲与税総額とが乖離する可能性がある。また、記載形式もPDF・決算事業一覧・ホームページ上の整理・一部自治体では県がまとめて公開するケースなど多様であり、記載内容にも一定の規則性が存在しない⁽⁵⁾。

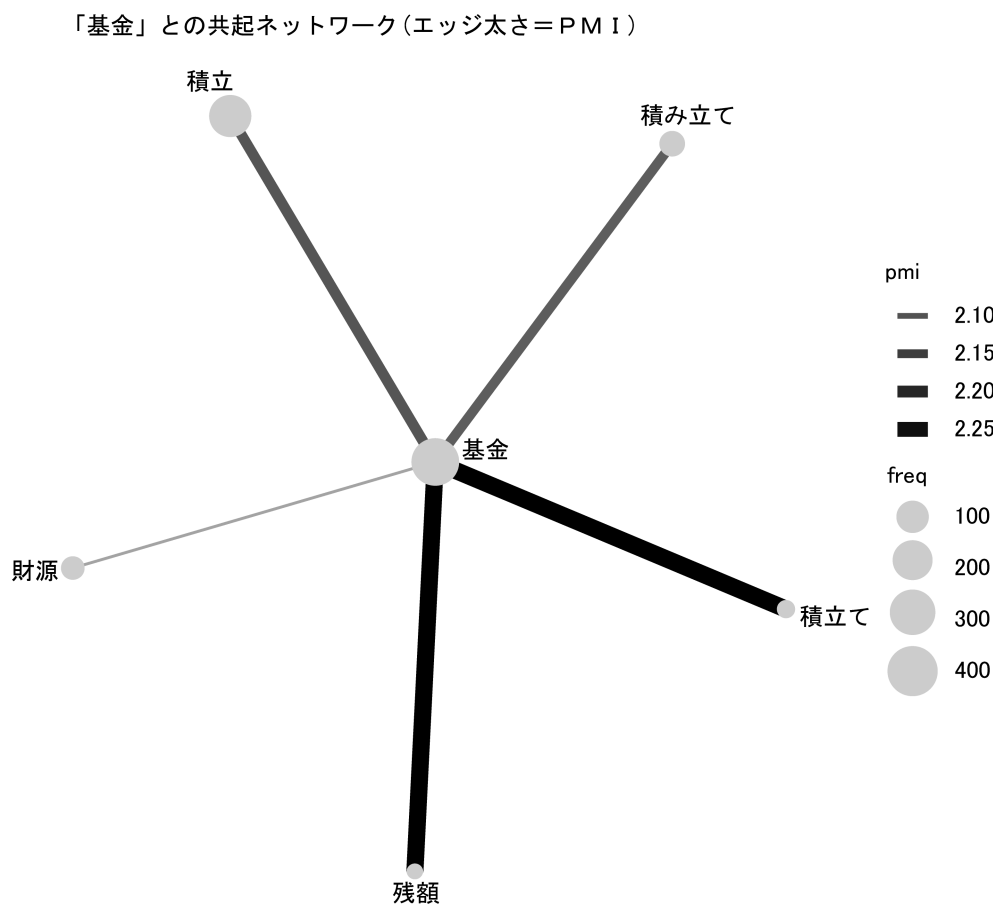
こうした限界はあるものの、林業費を計上しない自治体における森林環境譲与税の使途を量的・質的に明らかにすることは、同制度の実態を林業費以外の側面から補完するうえで一定の意義を持つ。収集できたデータの件数は、2019年度124件、2020年度141件、2021年度149件、2022年度153件、2023年度158件であり、参考として収集した2024年度は136件となった。2019年度から2023年度の5年間全てでデータが取得できた団体は119団体である。

収集した各事業の事業名・事業内容・事業総額・森林環境譲与税充当額を可能な範囲で揃えデータセットを構築し、事業内容に関するテキスト分析（名詞の頻度分析）を実施した。その結果を可視化したものが図9である。最頻出の名詞は「森林」（586回）であり、収集した全文字列の約4分の1の行において「森林」という語が使用されている。これに続き、「整備」（438）・「木材」（420）・「事業」（409）の頻出が確認されるなかで、「基金」（402）が上位の頻出語として存在していることが注目される。

そこで、「基金」という語と統計的な関連性が高く（PMI=Pointwise Mutual Informationが2以上、

(5) 森林環境税は決算とそれに対する市民からのチェックを規定する地方自治法第二百三十三条第三項に基づいて、使途公開を義務付けているが、このように統一性を欠いた限定的な公開方針がどの程度地方自治に対する市民への透明性のある情報公開に資するかは、一地方財政研究者として強く疑問を持たざるをえない。

図10 「基金」との共起性の視覚化図



PMI > 2、語句頻度20回以上でフィルターを掛けた状態。

出所) 各自治体ホームページより筆者作成。

表3 非林業費計上市区町村の森林環境譲与税の使途について

(単位: 1,000円)

年度	森林環境譲与税額	森林環境譲与税 うち基金化ラベルなし合計	森林環境譲与税 うち基金化ラベルあり合計	譲与税に占める 基金化ラベルあり合計の割合
2019	1,112,248	676,384	403,101	36.2%
2020	2,679,499	1,552,856	1,168,686	43.6%
2021	2,746,610	1,951,058	718,401	26.2%
2022	3,757,887	2,369,565	1,287,523	34.3%
2023	3,861,374	2,837,352	1,031,707	26.7%
2024	3,345,787	2,651,926	744,409	22.2%

出所) 各市区町村ホームページ及び、総務省『地方財政状況調査』より筆者作成。

る「基金化問題の解消」という情報が実態を十分に反映していない可能性が明らかとなった。

5. 社会的共通資本としての 森と森林環境税

以上の実証的検討を踏まえたうえで、森林環境税

及び譲与税に対してどのような評価を下すべきかについて、以下に論じる。

まず、筆者は森林環境税が、日本における自然資源の管理を目的とした定額負担として政策論上の意義を持つことを否定しない。森林を社会的共通資本として定義した宇沢(2015)の議論を借りれば、市場での評価が低くなりがちな森林資源からの社会的

便益に対し、均等割による定額の社会的負担を求めることは正当化される。制度形成に関与した諸富（2020）が想定したように、森林環境税が森林と人間生活の持続的な共生に活用されるという政策的方向性についても、筆者は強く同意する。また、石崎（2025 b）が指摘する、林業・森林政策分野における市区町村の専門職不足・人的資源の不足という構造的問題が、森林環境税の執行上の問題と密接に結びついているとの指摘も重要であると考える。

しかし、だからこそ現状の配分構造とそれがもたらす基金化の増加は、問題視せざるをえない。現行の譲与基準では、人口基準の割合がわずかに引き下げられたとはいえ、依然として人口集中地域への譲与税の相対的集中は解消されていない。そして、この事実は森林環境税が、社会的共通資本としての森林を持続的に管理する担い手に対する評価を最も低く位置づけている実態と、無関係とはいえない。

筆者が調査した林業の盛んな地域では、森林環境譲与税を造林支援や土地境界の明確化に活用することで、森林組合の作業効率化を通じた間接的な担い手支援を行っていた。さらに、現在の事業規模は譲与税額に規定されており、増額されればその分だけ事業を拡充できると回答された地域も複数あった。担い手への直接的な支援に取り組む自治体も増えつつある。熊本県では公益財団法人熊本県林業従事者育成基金を通じて、林業従事者の社会保険料等への支援に譲与税を充てている。高知県香美市では、香美市林業担い手対策支援事業費補助金を譲与税から支給し、市内事業者に対して雇用者1人あたり月9

万円の給与補助を実施している。こうした担い手の定着を図る施策は、社会的共通資本に対して市場では供給されない費用を社会全体で分担するという制度本来のデザインにかなったものといえる。

翻ってみれば、こうした政策デザインを地方自治のもとで実現しようとする場合、配分基準において森林そのものが存在しない都市部に一定の配分が集中する現行の設計は、制度の趣旨を歪めているといわざるをえない。全国的林業従事者は約5万人であり、仮に単年度に使用されなかった平均約200億円の譲与税を担い手支援に充当すれば、1人あたり年間40万円の補助に相当する。現状の配分基準を一部変更するだけでも、他産業より低い労働報酬に甘んじながら社会的に価値ある資源を管理する担い手に対して、その費用の一部を社会的に還元することが可能となる。

さらに、担い手支援を実質とする制度に改善することは、森林環境税に関する情報が広く国民に行き渡った際に、負担に対するポジティブな評価を強化することにもつながる。また、もともと制度に反対する層に対しても、公共政策としての合理性から理論的な説得を試みる余地が生まれる。

森林環境税が真に森林を社会的共通資本として守るものであるならば、まず配分基準を見直し、実態的な財政需要を持つ自治体への配分を厚くするとともに、担い手への社会的評価を指標としても重視することが何より求められる。そうして初めて、この制度は森林環境税というその名にふさわしい機能を発揮しうるのではないだろうか。

（よしひろ けんすけ 桃山学院大学経済学部教授）

キーワード：森林環境税／森林環境譲与税／林業費／林業の担い手支援

【参考文献】

- 青木宗明（2021）「第1章 国税・森林環境税：租税原理に反する不公平極まりない増税」青木宗明編著『国税森林環境税——問題だらけの増税——』公人の友社、pp. 15—45
- 石崎涼子（2025 a）「森林政策における財政と地方自治体に関わる研究の課題」『林業経済研究』71巻3号、pp. 16—28
- 石崎涼子（2025 b）「地方自治体の森林行政と専門性」『自治総研』51巻563号（通号）、pp. 19—37
- 宇沢弘文（2015）「序章 社会的共通資本と森林コモンズの経済理論」宇沢弘文・関良基編著『社会的共通資本としての森』東京大学出版会

- 香坂玲・内山愉太（2020）「政令指定都市における森林環境譲与税の活用の現況」『日本森林学会誌』日本森林学会、102巻3号、pp. 173－179
- 香坂玲・内山愉太（2021）「森林環境譲与税を契機とした都道府県による市町村支援の方向性の分析 — 使途整理・情報交換・組織設置に関する全国と比較から —」『日本森林学会誌』103巻2号、pp. 134－144
- 田家邦明（2024）「森林政策における市町村の役割と国の森林環境税について」『経済学論纂』（中央大学経済学研究会）65巻1号、pp. 79－102
- 早尻正宏（2023）「地方政策における地方自治体の課題と期待」『自治実務セミナー』738号、pp. 8－11
- 諸富徹（2020）「森林環境税による林業再生と山村の経済基盤強化」『地方財政』59巻10号、pp. 4－19
- 吉弘憲介（2020）「譲与基準の分析から明らかになる国税・森林環境税の問題点と、本来あるべき森林整備財源の配分基準」『日本地方財政学会研究叢書』五紘社、27号、pp. 115－133
- 吉弘憲介（2024）「森林環境譲与税は市町村林業費にいかなる影響をもたらしたのか — 2019年度・21年度決算統計からの分析」『桃山学院大学経済経営論集』65巻4号、pp. 119－131
- 吉弘憲介（2026）「財政ポピュリズムは福祉国家に何をもちこたすのか — 普遍主義と選別主義の二項対立を超えて」『季刊 経済理論』63巻1号、pp. 14－19

【参考資料】

- 会計検査院（2025）「第4章第3節 特定検査対象に関する検査状況 第2 市町村等が森林環境譲与税を財源として実施した森林整備等の事業の実施状況等について」『令和6年度決算検査報告』、pp. 575－604 <https://www.jbaudit.go.jp/report/new/index.html>（最終閲覧日：2026年4月22日）
- 香美市（2020）「香美市林業担い手対策支援事業費補助金交付要綱」https://www1.g-reiki.net/kami/reiki_honbun/r255RG00001229.html（最終閲覧日：2026年4月26日）
- （公財）熊本県林業従事者育成基金（2024）「森林環境譲与税を活用した林業担い手対策の提案について」<https://www.iku-seikikin.net/wp/wp-content/uploads/2024/06/R5lgrennkei-teian.pdf>（最終閲覧日：2026年4月26日）
- 総務省・林野庁（2022）「令和2年度における森林環境譲与税の取組状況について」https://www.soumu.go.jp/main_content/000782560.pdf（最終閲覧日：2026年8月29日）
- 総務省・林野庁（2025）「令和6年度における森林環境譲与税の取組状況について」https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kankyousei/attach/pdf/kankyousei_jouyousei-23.pdf（最終閲覧日：2026年4月26日）
- 日本学術会議農学委員会林学学科会（2023）『持続可能な森林管理における現状と課題 — 市町村による森林管理と森林環境税の新たな役割』日本学術会議、<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-h230926-9.pdf>（最終閲覧日：2026年9月10日）
- 南富良野町（年不明）「林業担い手新規定着通年雇用事業」<https://www.town.minamifurano.hokkaido.jp/kurashi-info/林業振興/林業担い手新規定着通年雇用事業/>（最終閲覧日：2026年4月26日）
- 宮城県議会（2023）「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書」（<https://www.pref.miyagi.jp/site/kengikai/ikensho-r0506.html>）（最終閲覧日：2026年8月29日）
- 横浜市（2026）「森林環境税・森林環境譲与税（国税）」<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/kuni-ken-zeikin/shinrin/sinrinkankyousei.html>（最終閲覧日：2026年4月26日）
- 林野庁（2019）『平成30年度 森林・林業白書』林野庁、<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/30hakusyo/zenbun.htm> 1（最終閲覧日：2026年4月26日）
- 林野庁企画課（2025）「令和6年（2024年） 木材需給表」林野庁、<https://www.rinya.maff.go.jp/j/press/kikaku/attach/pdf/251121-1.pdf>（最終閲覧日：2026年4月26日）

Appendix アンケート調査 調査票 設問項目

【Q1】森林・環境問題に関する考え

以下の文について、あなたの考えにどの程度あてはまるかお答えください。（各項目1つ）

1. 大いにそう思う
2. そう思う
3. どちらともいえない
4. あまりそう思わない
5. 全くそう思わない

6. わからない

- a. 自分の住む地域では森林の荒廃が問題だと思う
- b. 森林管理は災害リスクに関係すると感じる
- c. 地球温暖化は深刻な問題である
- d. 日本は森林保全にもっと力を入れるべきだと思う

【Q2】現在の居住環境

あなたが現在住んでいる環境として最も近いものを1つ選んでください。（1つ）

- 1. 大都市・中心市街地
- 2. 都市部周辺の住宅地
- 3. 郊外（ニュータウン等含む）
- 4. 農村部（平地）
- 5. 農村部の中山間地域
- 6. その他

【Q3】自宅近くの森林の有無

あなたの自宅から、車または徒歩で30分以内に森林（山林）があると思いますか。（1つ）

- 1. ある
- 2. ない
- 3. わからない

【Q4】森林への訪問頻度

過去1年間に、あなたは比較的近い森林や山林にどの程度出かけましたか。（1つ）

- 1. 1回も行っていない
- 2. 1～2回
- 3. 3～5回
- 4. 6～11回
- 5. 12回以上（ほぼ毎月）
- 6. よく覚えていない

【Q5】中山間地域や農業への公的支援に関する考え

以下の政策について、どの程度支持するかお答えください。（各項目1つ）

- 1. 大いに支持する
 - 2. ある程度支持する
 - 3. どちらともいえない
 - 4. あまり支持しない
 - 5. 全く支持しない
 - 6. わからない
- a. 中山間地域における道路や公共交通などのインフラ整備支援
 - b. 中小規模農家に対する所得保障制度
 - c. 農山村への移住・定住を促進する補助制度
 - d. 地域おこし協力隊制度による地域支援

【Q6】森林環境税の認知度

森林環境税について、あなたの認知度を教えてください。（1つ）

- 1. 制度の内容をよく知っている
- 2. だいたいどのような制度か知っている
- 3. 内容は知らないが、名前は聞いたことがある
- 4. 全く聞いたことがない

【Q7】年間1,000円という負担額の印象

森林環境税は、個人住民税に年間1,000円が上乗せされて徴収されています。

この負担額について、あなたはどのように感じますか。（1つ）

1. 非常に低いと感じる
2. やや低いと感じる
3. ちょうどよい水準だと感じる
4. やや高いと感じる
5. 非常に高いと感じる
6. よくわからない

【Q8】森林環境税制度への賛否

あなたは、この森林環境税の制度（年間1,000円の上乗せ徴収）に賛成ですか、反対ですか。（1つ）

1. 強く賛成する
2. どちらかといえば賛成する
3. どちらともいえない
4. どちらかといえば反対する
5. 強く反対する
6. わからない

【Q9】環境対策の費用負担方式に関する考え

環境保全の費用負担の方法について、あなたの考えに最も近いものを1つ選んでください。（1つ）

1. 税金として、すべての人から強制的に負担を集めるべき
2. 税金と寄付などの任意負担を組み合わせるのがよい
3. 税金ではなく、寄付やクラウドファンディングなど任意の支払いで行うべき
4. どれともいえない
5. わからない

【Q10】森林保全に対する年間支払意思額（支払い方式による比較）

＜ご注意＞

以下の2つの質問は、森林保全による効果は同じですが、支払い方法のみが異なります。

それぞれ独立した質問としてお答えください。

【Q10-1】（税方式）

あなたが住んでいる地域近くの森林で、間伐や下草刈り、遊歩道整備などの保全活動が実施され、災害リスクの軽減や自然利用機会の向上が見込まれるとします。

その費用を森林環境税として、個人住民税に上乗せして毎年支払う場合、あなたは年間いくらまでなら支払ってもよいと思いますか。（1つ）

1. 全く支払いたくない（0円）
2. 年間500円以下なら支払ってもよい
3. 年間500円超～1,000円程度なら支払ってもよい
4. 年間1,000円超～5,000円程度なら支払ってもよい
5. 年間5,000円を超えてもよい
6. わからない

【Q10-2】（任意支払い方式）

※ 森林保全の内容はQ10-1と同じです。支払い方法のみが異なります。

あなたが市区町村や森林保全団体（NPOなど）に対して任意で寄付をする場合、あなたは年間いくらまでなら支払ってもよいと思いますか。（1つ）

1. 全く支払いたくない（0円）
2. 年間500円以下なら支払ってもよい

3. 年間500円超～1,000円程度なら支払ってもよい
4. 年間1,000円超～5,000円程度なら支払ってもよい
5. 年間5,000円を超えてもよい
6. わからない

【Q11】以下の各設問について、あなたのお考えに最も近い選択肢をお選びください。質問は、発電方式や脱炭素政策に関する皆さまのご意見を把握することを目的として実施するものです。専門的な知識の有無にかかわらず、日常적인お考えを自由にご回答ください。

1. 大いにそう思う
 2. そう思う
 3. あまりそう思わない
 4. そう思わない
 5. 全くそう思わない
- a. 原子力発電には安全性への懸念がある
 - b. 再生可能エネルギーの導入は長期的なエネルギー安全保障に寄与すると考える
 - c. 再生可能エネルギーは天候に左右されやすく、安定性に課題がある
 - d. 再生可能エネルギーの導入のために負担しているコストは妥当である
 - e. 再生可能エネルギーによる発電量を今後増やすべきである
 - f. 原子力発電による発電量を今後増やすべきである
 - g. 化石燃料による発電量を今後増やすべきである
 - h. 大規模太陽光発電の設置に対する規制を強化すべきである
 - i. 発電施設の設置にあたって、地域住民からの理解を得ることが重要である
 - j. 身近な生活空間に大規模太陽光発電所を建設してほしくない

【Q12】以下の政策について、あなたはどの程度「望ましい」と感じますか。

1（全く望ましくない）～10（非常に望ましい）の数字でお答えください。

- a. 消費税率の引き下げ
- b. 自動車関連税（自動車税・ガソリン税等）の引き下げ
- c. 低所得者や子育て世帯への給付付き税額控除の導入
- d. 市販薬に類似する医療用医薬品を健康保険の対象から一部除外する政策
- e. 海外からの労働力（移民など）の受け入れを今より増やす政策
- f. 性的指向や性自認など多様性に関する法的権利を強化する政策
- g. 再生可能エネルギー（太陽光・風力など）の活用を拡大する政策
- h. 物価上昇への対応として家計への現金給付を行う政策